

新国立劇場字幕用プロジェクターの更新
(パナソニック株式会社製プロジェクター)

仕 様 書

公益財団法人新国立劇場運営財団

仕 様 書

1. 物品供給概要

- 1) 件 名 新国立劇場字幕用プロジェクターの更新
- 2) 供 給 物 品 名 パナソニック株式会社製プロジェクター : PT-RZ970JB
(標準レンズ付属、ハードケース、制御 PC を含む)
- 3) 供 給 台 数 2 台
- 4) 納 入 場 所 公益財団法人 新国立劇場運営財団 (新国立劇場)
東京都渋谷区本町 1-1-1
- 5) 納 入 期 限 平成 30 年 3 月 9 日 (金)
- 6) 請負代金の支払 この物品の代金は、公益財団法人新国立劇場運営財団総務部会計課より納品完了後 30 日以内に 1 回支払うものとする。

2. 一 般 事 項

1) 総則

- この物品の供給者は、文部科学省の定める物品供給契約基準、仕様書 5 枚に基づき物品を納入する。

2) 発生材の処理

- この物品の納入等における発生材や調達に伴い発生する不要な器材は、請負者の責任において適切に構外処分するものとする。又適切に処分したことを証明する書類（廃棄請負業者が発行する廃棄証明書等）を提出すること。

3) その他

- この物品の納入時には、公益財団法人新国立劇場運営財団職員の確認を受ける。

4) 保証

- 当該機器に対し 5 年間の保証期間を設けること。
- 保証期間内において、明らかに利用者側の原因と判断される以外の故障、異常については無償で修理及び交換を行うこと。
- 通常使用時において不具合が発見された場合、公演に支障をきたさぬよう、速やかに対応ができる保証体制を構築すること。
- 使用部品等の供給体制は常に確保し、もしその部品の製造中止等がわかった場合は速やかに対応策を検討し連絡すること。

- ・上記保証対応にかかる費用は、すべて受託者の負担とする。受託者は委託者と緊密な連絡のもとに、受託者の責任において業務を履行すること。

3. その他

- 1) 納入に際し、設置（撤去）・調整にかかる事項は、両者協議の上、定めるものとする。
- 2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義を生じたときは、両者協議の上、定めるものとする。

4. 技術的要件

1) パナソニック株式会社製プロジェクター：PT-RZ970JB

- ① 電源 AC 100V
- ② 寸法・重量 幅 498/ 高さ 200/ 奥行き 581mm・23.2kg
- ③ 方式 DLP チップ 1枚 DLP 方式レーザー光源
- ④ 本体色 黒色
- ⑤ 有効光束（明るさ） 10000 センタールーメン
- ⑥ コントラスト比（全白／全黒） 10000:1
- ⑦ 付属標準レンズ：ET-DLE170
 - ・電動ズーム 1.7～2.4:1
 - ・電動フォーカス方式 F1.7～1.9 f=25.6mm～35.7mm
- ⑧ 幾何学補正・設置調整ソフト及び専用アップグレードキットを付属すること
 - ・型番 ET-UK20
- ⑨ 高所設置時の落下防止対策を行うこと

2) 上記プロジェクター用ハードケース

- ① 黒色であること
- ② 仕様の詳細については別紙（資料 1-1）を参照すること

3) 制御用パソコン

- ① ノート型パソコンであること
- ② 上記プロジェクターをリモート制御する為のソフトをインストールすること
 - ・型番 ET-CUK10P
- ③ リモート制御するために必要な機器及びケーブル類を付属すること
- ④ 持ち運び用ケースを付属すること

4) 以下のプロジェクターを廃棄すること

- ・EIKI 製 LC-UXT1D 2式

本仕様書は、新国立劇場プロジェクト納入の大要を示すものである。実情に応じて、本仕様書に記載のない軽微な事項であっても新国立劇場プロジェクトの品質維持、安定供給に必要な事項は、受託者の負担において原因究明、交換等を実施すること。

物品供給契約書(案)

件 名 新国立劇場字幕用プロジェクターの更新
代 金 額 金 円 (消費税及び地方消費税 円含)

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「甲」という)と供給者 (以下「乙」という)との間において、上記の物品(以下「本件物品」という)について、次の条項によって物品供給契約を締結する。

第1条 (物品供給)

甲は、乙に対し、本件物品を依頼し、乙は、これを受諾した。

第2条 (物品)

本件物品は、別紙の仕様書に記載するとおりのものとする。

第3条 (納品期限)

本契約の物品納品期間は平成30年3月9日とする。

第4条 (代金及びその支払い方法)

- 1 本件物品の代金は上記代金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円含) とする。
- 2 甲は、乙が第9条により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内に、予め甲乙間で合意したところに1回に送金して支払う。

第5条 (納入場所)

本件物品の納入は、新国立劇場内の甲の指定する場所においてなすものとする。

第6条 (検査及び引き渡し)

- 1 甲は、納品後、乙が納入した本件物品が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、その引き渡しを受ける。
- 2 乙が納入した本件物品が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを引き取り、甲の指定する期間内に改めて本件物品を納入し、再度甲の検査を受けるものとする。

第7条 (所有権の移転)

本件物品の所有権は、引き渡しにより乙から甲に移転する。

第8条 (危険負担)

本件物品が、引き渡し前に滅失毀損したときその他引き渡しまでの一切の危険は、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

第9条 (請求書)

乙は、第6条により本件物品の引き渡しを完了したときは、甲の新国立劇場技術部に請求書を送付して、代金の請求をすることができる。

第10条 (契約保証金)

甲は乙に対し、本契約の締結につき、契約保証金の納付を免除する。

第11条 (瑕疵担保)

本件物品に瑕疵のあることが判明したときは、1年の期間に限り、甲は、乙に対し、本件物品の取り替えもしくは瑕疵の修補を請求し、又は補修に代えもしくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

第12条 (品質保証)

物品の保証期間は、検査を完了した日から5年とし、当該保証期間に生じた故障等については、甲の故意または過失による場合を除き、乙は無償にて修理を行うものとする。

第13条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約を履行するにあたって知り得た相手方の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第14条 (契約の解除)

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により納入期限に本件物品の納入をしないとき、又は納入期限に本件物品の納入をする見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (3) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

第15条 (損害賠償)

前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第16条 (違約金の予定)

乙において債務不履行があったときは、乙は、甲に対し、これにより損害賠償として請負代金額の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。

第17条 (合意管轄)

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

第18条 (協議事項)

この契約書に定めない事項については、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 東京都渋谷区本町一丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎元規

乙